

# 平成27年度特別交付税（市町村分）の概要

平成28年3月22日  
市町村課

平成27年度特別交付税の3月交付額が3月18日（金）に決定され、3月22日（火）に交付されました。

本県市町村分の交付状況は次のとおりです。

## 1 交付額

平成27年度特別交付税の3月交付額は165億7,073万円であり、今年度交付総額は223億4,715万3千円となりました。

前年度と比較して9億9,919万7千円（+4.7%）の増となっています。

	交付総額		増減率 (①-②) / ②
	H27年度 ①	H26年度 ②	
大都市分	24億3,056万6千円 (12億8,372万7千円)	21億7,139万6千円 (11億5,867万9千円)	+11.9%
都市分	137億5,408万9千円 (109億3,905万6千円)	133億346万4千円 (108億3,047万5千円)	+3.4%
町村分	61億6,249万8千円 (43億4,794万7千円)	58億7,309万6千円 (42億1,443万1千円)	+4.9%
合計	223億4,715万3千円 (165億7,073万円)	213億4,795万6千円 (162億358万5千円)	+4.7%

※ 表中の（）書きは、3月交付額の内数です。

## 2 主な算定項目（ルール分のみ）

○地域交通の確保	19億6,218万円
○公立病院	10億3,442万円
○災害関連経費（豪雨・台風15号等）	8億6,544万円
○定住自立圏	4億7,724万円
○多面的機能支払・環境保全向上対策 （旧農地・水・環境保全向上対策）	4億1,706万円

## [特別交付税のあらまし]

### 1 総 額

地方交付税総額の6%に相当する額

### 2 決定及び交付時期

原則として、年2回に分けて決定・交付。(地方交付税法第15条第2項、16条第1項)

ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる。(地方交付税法第15条第3項)

第1回目 12月中に決定・交付(総額のおおむね1/3以内)

第2回目 3月中に決定・交付

(参考) 12月分においては、災害関係経費等早期に交付することが必要なもの及び12月時点において基礎数値の把握が可能なものについて交付している。

### 3 算定項目

次のような特別の財政需要について総務省令の定めるところにより算定する。(地方交付税法第15条第1項)

- (1) 普通交付税の算定に用いる基準財政需要額(普遍的なものを標準的水準でとらえている)の算定方法によっては補そくされなかった特別の財政需要があること。  
(例: 災害、干・冷害、市町村合併関連)
- (2) 基準財政収入額のうち著しく過大に算定された財政収入があること。  
(例: 法人税割修正)